

別表2 (なら歴史芸術文化村で実施する事業)

区 分	事 業 内 容	事 業 実 施 主 体	補 助 率
県指定文化財	建造物	所有者 管理団体 市町村	100分の50、55、60 以内
	美術工芸品	所有者 管理団体 市町村	100分の55、60、65 以内

(備考)

- 1 「公開修復」事業とは、なら歴史芸術文化村において、保存修理を行うとともに修復作業を公開する事業をいう
- 2 第2条第2号に該当する県指定文化財の補助率は、当該事業者の事業規模指数に応じ、次のとおりとする。ただし、事業者が市町村の場合は、建造物の補助率は100分の50、美術工芸品の補助率は100分の55とする。

建造物の場合	美術工芸品の場合	補助率 (建造物)	補助率 (美術工芸品)
事業規模指数 0.1 未満	事業規模指数 0.01 未満	100分の50	100分の55
0.1 以上 0.2 未満	0.01 以上 0.05 未満	100分の50	100分の55
0.2 以上 0.3 未満	0.05 以上 0.2 未満	100分の50	100分の55
0.3 以上 0.6 未満	0.2 以上 0.5 未満	100分の55	100分の60
0.6 以上 1.5 未満	0.5 以上 1.0 未満	100分の55	100分の60
1.5 以上 3.5 未満	1.0 以上 2.5 未満	100分の60	100分の65
3.5 以上 10.0 未満	2.5 以上 5.0 未満	100分の60	100分の65
10.0 以上	5.0 以上	100分の60	100分の65

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{(補助対象となる総事業費} \div \text{当該補助事業の施工年度数)}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(注) 事業規模指数の算出については、重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項に準じる。